

西濃用水第三期地区 環境配慮モニタリング調査他計画作成業務

特 別 仕 様 書
(第 1 回 変 更)

東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1－1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。	
(目的) 第 1－2 条	本業務は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画で定められた環境配慮計画(以下「環境配慮計画」という。)を効率的・効果的に実施するために必要なモニタリング調査計画(案)等の作成を行うものである。	
(場所) 第 1－3 条	本業務の対象とする場所は、岐阜県大垣市及び岐阜県揖斐郡揖斐川町地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(業務概要) 第 1－4 条	本業務の概要は、次のとおりである。 (1) 事前準備 (2) モニタリング調査計画(案)の作成 (3) 生物の保護移動・移植計画(案)の作成 (4) 環境学習・啓発等の企画 (5) 事前モニタリング調査 (6) 点検とりまとめ	追加
(土地への立入り等) 第 1－5 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(一般事項) 第 1－6 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	
(管理技術者) 第 1－7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。	

項 目	内 容	備 考																						
	<table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="6">技術士</td><td rowspan="3">総合技術監理</td><td>農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>建設－建設環境</td></tr><tr><td>環境－全ての選択科目</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>建設</td><td>建設環境</td></tr><tr><td>環境</td><td>全ての選択科目</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャ</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>建設環境</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設－建設環境	環境－全ての選択科目	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画	建設	建設環境	環境	全ての選択科目	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャ	農業土木		建設環境		
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																						
		建設－建設環境																						
		環境－全ての選択科目																						
	農業	農業土木又は農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画																						
	建設	建設環境																						
	環境	全ての選択科目																						
博士	農学																							
シビルコンサルティング マネージャ	農業土木																							
	建設環境																							
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																							
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載する。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																							
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																							
(業務管理) 第 1－11 条	本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 受注者は、発注者から技術上の問題点の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。																							
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。																							

項 目	内 容	備 考																	
(参考図書) 第 2－2 条	(1) 本業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 本業務の実施に当たり参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次の図書とする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き</td><td>農林水産省</td></tr><tr><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>農林水産省</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省										
名 称	発行所																		
農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会																		
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	農林水産省																		
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省																		
(貸与資料) 第 2－3 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとする。 <table><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="4">業務報告書</td><td>平成 28 年度 西濃用水地区事業計画等検討その 2 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 29 年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画等検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 30 年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和元年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画補足検討業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="2">計画</td><td>国営西濃用水第三期土地改良事業計画</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画</td><td>1 式</td></tr></table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	業務報告書	平成 28 年度 西濃用水地区事業計画等検討その 2 業務	1 式	平成 29 年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画等検討業務	1 式	平成 30 年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画とりまとめ業務	1 式	令和元年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画補足検討業務	1 式	計画	国営西濃用水第三期土地改良事業計画	1 式	国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																	
業務報告書	平成 28 年度 西濃用水地区事業計画等検討その 2 業務	1 式																	
	平成 29 年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画等検討業務	1 式																	
	平成 30 年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画とりまとめ業務	1 式																	
	令和元年度 西濃用水第三期地区環境配慮計画補足検討業務	1 式																	
計画	国営西濃用水第三期土地改良事業計画	1 式																	
	国営かんがい排水事業 西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式																	
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－4 条	第 2－2 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に質疑が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。																		

項 目	内 容	備 考
第3章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 (作業の留意点) 第3-2条 (公開用成果品の作成) 第3-3条 (業務の成果品質確保対策) 第3-4条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。 (3) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (4) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途取りまとめること。 契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 受発注者間で確認する事項は次のとおりであり、変更する場合がある。 1) 設計条件・前提条件 2) 業務計画の妥当性 3) スケジュール 4) 設計変更内容 5) その他：資材選定チェック、コスト縮減等 (2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員(主催)及び監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3 章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4 章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第 5 章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他	
第 8 章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第 8－1 条	技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。 (1) 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。 (2) 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。	
第 9 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 9－1 条	この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)作業項目内訳表

作業項目	作業内容	当初数量	
		変更前	変更後
1 事前準備			
1-1 資料の検討	環境配慮計画及び貸与資料内容を整理・把握し、作業計画書を作成する。	1 式	1 式
1-2 現地踏査	環境配慮計画に基づくモニタリング調査の具体的な方法や地点等を検討するための情報収集として必要な現地踏査を実施し、現地の状況等を把握する。	1 式	1 式
2 モニタリング調査計画（案）の作成	環境配慮計画において設定されたモニタリング対象施設（福田頭首工及び島樋門）（以下「対象施設」という。）の工事計画に基づき、事業実施期間中（R6年度～R15年度）のモニタリング調査のスケジュール（案）を作成し、調査地点、調査項目、調査時期、調査方法を明らかにしたモニタリング調査計画を作成する。 生態系現地調査の調査項目、調査時期、調査対象地点（案）は別紙2を想定している。	1 式	1 式
3 生物の保護移動・移植計画（案）の作成	対象施設の工事影響範囲内に生息する保全対象生物の、工事影響範囲外への移動・移植方法や時期、移動・移植先をとりまとめた生物の保護移動・移植計画（案）を作成する。なお、本計画（案）作成に当たっては、有識者等（1名を想定）からの指導・助言を受けるものとする。	1 式	1 式
4 環境学習・啓発等の企画	対象施設でのモニタリング調査や生物の保護移動・移植作業について、学校、地域住民等が参画できる環境学習体験形式の環境配慮の取組をとりまとめた企画書（案）を作成する。なお、本イベントは次年度以降、事業実施中に実施することを想定している。	1 式	1 式
5 事前モニタリング調査			
5-1 事前モニタリング調査（秋季）	対象施設の保全対象生物等について、工事前のモニタリング調査を行い、その結果をとりまとめる。調査項目、調査時期、調査対象地点は別紙2のとおり。 また、調査の実施と併せて環境学習会の運営補助（必要な資機材の準備、モニタリング調査で採捕した魚類の展示、同定作業等を想定）を行う。 なお、環境学習会の対象者は高校生10名程度を想定している。	—	1 式
5-2 事前モニタリング調査（冬季）	対象施設の保全対象生物等について、工事前のモニタリング調査を行い、その結果をとりまとめる。調査項目、調査時期、調査対象地点は別紙2のとおり。	—	1 式
6 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	1 式

(別紙2)生態系現地調査の調査項目、調査時期、調査対象地点 (案)

調査項目	調査時期					調査対象地点
	春季	夏季	秋季	冬季	調査回数	
魚類	●		●		2回	福田頭首工、島樋門
貝類		●		●	2回	
植物	●		●		2回	
は虫類	●	●			2回	
昆虫類		●			1回	